

第30回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月28日（火曜日）
午前10時

開催場所

東京都港区港南一丁目2番70号
品川シーズンテラス アネックス棟3階
シーズンテラスホール

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
9名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役
5名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式及び業績連動型譲渡制限付株式に係る報酬決定の件

目次

■ 招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	6
■ 事業報告	25
■ 連結計算書類	48
■ 計算書類	50
■ 監査報告書	52

株式会社 JPホールディングス

証券コード 2749

証券コード 2749
2022年6月9日

株 主 各 位

名古屋市東区葵三丁目15番31号
株式会社 JPホールディングス
代表取締役社長 坂井 徹

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月27日（月曜日）午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席が確保できない可能性があります。満席となった場合、ご来場いただきましても入場をお断りすることになりますので、あらかじめご承知くださいますようお願いいたします。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区港南一丁目2番70号
品川シーズンテラス アネックス棟3階シーズンテラスホール

3. 目的事項 報告事項

1. 第30期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第30期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式及び業績連動型譲渡制限付株式に係る報酬決定の件

4. 議決権行使にあたっての注意事項

各議案について賛否の表示がない議決権行使書用紙が提出された場合は、「賛」の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

5. 招集にあたってのその他の決定事項

- (1) 議決権行使書により、重複して議決権が行使されたときは、最後に当社に到着したものを有効といたします。
- (2) インターネットにより議決権を複数回行使されました場合は、最後に行使されたものを有効な議決権の行使としてお取扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（議決権行使書）の両方で議決権を行使されました場合は、インターネットによる議決権の行使を有効な議決権の行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨及びその理由を書面にてご通知ください。
- (5) 個人の株主様が代理人様による議決権行使を行う場合には、原則として①～③の書類のご提出が必要となります。
 - ①代理人様ご本人の議決権行使書用紙
 - ②代理権を証する書面（委任をされる株主様ご本人の署名または記名押印のあ

る委任状)

③当該代理人様に委任をされる株主様の議決権行使書用紙、もしくは、委任状に押印された印鑑の印鑑登録証明書、または、パスポート、運転免許証、健康保険証その他いずれか委任をされる株主様ご本人を確認するための公的書類の写し

(6) 法人の株主様が代理人様による議決権行使を行う場合には、原則として①及び②の書類のご提出が必要となります。

①代理権を証する書面（法人代表者の署名または記名押印のある、委任状または職務代行通知書）

②当該代理人様に委任をされる株主様の議決権行使書用紙または委任状・職務代行通知書に押印された代表印の印鑑登録証明書

(7) 代理人様の人数は、当社定款第15条第1項の定めにより、本株主総会における議決権を有する株主様1名とさせていただきます。

(8) 当社は、本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」、「連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表」及び「計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス：<https://www.jp-holdings.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類及び株主総会参考書類には、当該事項は記載しておりません。

(9) 株主総会当日の新型コロナウイルスの感染状況に応じ、当社は必要な感染防止策を行います。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、(8)と同様、当社ウェブサイトでお知らせいたしますのでご確認ください。

※なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス：<https://www.jp-holdings.co.jp>)に掲載させていただきます。

以上

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株皆様のご来場を自粛いただき、書面またはインターネットによる議決権行使を行っていただくよう強くご推奨申し上げます。

【推奨】郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 **2022年6月27日（月曜日）**
午後6時到着分まで

【推奨】インターネットで議決権を行使される場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。

（QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。）

行使期限 **2022年6月27日（月曜日）**
午後6時受付分まで

詳細は次ページを
ご参照ください。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 **2022年6月28日（火曜日）**
午前10時（受付開始：午前9時）

場所 **東京都港区港南一丁目2番70号**
品川シーズンテラス アネックス棟3階 シーズンテラスホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

議決権の 重複行使の 取り扱い

- （1）書面とインターネットにより議決権を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- （2）インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

- ご留意事項**
- ・ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株皆様のご負担となります。
 - ・ 株皆様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。
 - ・ 議決権行使ウェブサイトは、一部の携帯電話（フィーチャーフォン等）を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

スマートフォンをご利用の方

- 1 同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、簡単に議決権を行使いただくことができます。



- 2 以降は画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、パソコン向けサイトにアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

パソコンをご利用の方

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
<https://www.net-vote.com/>



- 2 同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。



ログインID及びパスワードのお取り扱いについて

- (1) 議決権行使書用紙に記載されている「ログインID」及び「パスワード」は、本株主総会に限り有効です。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。
- (3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルまでご連絡ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

株式会社アイ・アール ジャパン証券代行業務部

専用
ダイヤル



0120-975-960

受付時間 午前9時～午後5時
(土・日・祝日を除く)

(ご参考) 機関投資家の皆様につきましては、株式会社CJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

第30期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保等を総合的に勘案し、以下の通りといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき4円50銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は393,609,119円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の通り当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定(現行定款第13条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p><u>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することができる。</u></p> <p><新 設></p>	<p><削 除></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="273 240 370 264"><新 設></p>	<p data-bbox="564 215 631 239"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="564 242 997 400">1. <u>現行定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除及び変更後第13条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に定める施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="564 403 997 507">2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6カ月以内の日に開催する株主総会については、現行定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="564 510 997 588">3. <u>本附則は、施行日から6カ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営監督機能の強化を図るため社外取締役2名を増員し、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者の選任にあたりましては、任意の指名委員会（独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成）の勧告を経て取締役会において決定しております。なお、本議案につきましては、監査等委員会で検討がなされましたが、会社法の規定に基づき株主総会で意見陳述すべき特段の事項はございません。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	さか井 徹 (1973年9月26日生)	1996年 7月 Pacific Rim Corporation 入社(米国) 同社Directorに就任 2001年 4月 (株)アトリウム入社 その後、同社執行役員戦略投資本部長に就任 2011年 7月 Futamatsuya USA Inc.創業(米国) 2012年 4月 (株)スターキャピタル創業 2017年 12月 未来キャピタル(株)創業 代表取締役 マザーケアジャパン(株)創業 代表取締役 2018年 6月 当社取締役 2018年 7月 (株)日本保育サービス取締役 (株)ジェイ・プランニング販売取締役 (株)ジェイキャスト取締役(現任) (株)日本保育総合研究所取締役(現任) 2018年 9月 (株)ジェイキッチン代表取締役社長 2018年 12月 (株)アメニティライフ取締役 2019年 4月 (株)ジェイ・プランニング販売代表取締役社長 2019年 8月 当社専務取締役 2020年 6月 当社代表取締役社長(現任) 2020年 7月 (株)ジェイキッチン取締役 (株)ジェイ・プランニング販売取締役 2021年 6月 (株)日本保育サービス取締役社長 2021年 9月 (株)ジェイキッチン代表取締役社長 (株)ジェイ・プランニング販売代表取締役社長(現任) 2021年 10月 (株)ジェイキッチン代表取締役社長 兼 運営部長 2022年 4月 (株)日本保育サービス代表取締役社長(現任) (株)ジェイキッチン代表取締役社長(現任)	- 株
【取締役候補者とした理由】 社長として経営の先頭に立ち、当社の業績向上に大きく貢献してまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、適切な意思決定及び職務執行の監督を果たしうるとともに、今後とも当社グループの成長・価値向上に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
2	つづみ りょうじ 堤 亮 二 (1972年12月20日生)	1993年4月 東洋冷熱(株) 入社 2004年4月 (株)アトリウム 入社 2017年4月 大東建託パートナーズ(株) 入社 2017年10月 日本ATM(株) 入社 経理財務部長 2019年1月 当社入社 管理本部財務経理部長 2020年4月 当社管理本部長 兼 財務経理部長 2020年6月 当社取締役 兼 管理本部長 兼 財務経理部長 2020年7月 (株)日本保育サービス取締役 (株)ジェイキャスト取締役(現任) (株)日本保育総合研究所取締役(現任) 2020年8月 当社取締役 兼 管理本部長 兼 財務経理部長 兼 システム部長 2021年5月 (株)アメニティライフ取締役 2021年7月 (株)ジェイ・プランニング販売取締役(現任) (株)ジェイキッチン取締役(現任) 2021年10月 当社取締役 兼 管理本部長 兼 システム部長(現任) (株)日本保育サービス取締役 兼 管理本部長 兼 システム部長 2022年4月 (株)日本保育サービス取締役 兼 管理本部長 兼 業務改革部長 兼 システム部長(現任)	800株
【取締役候補者とした理由】 管理部門における豊富な経験と知見を有しており、当社グループの管理部門を統括し、業務全体の効率化及び経営基盤の強化に貢献しております。当社グループの経営に大きく寄与しており、経営を推進することが期待されることから、引き続き候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">社外</div> せき しょう た ろう 関 昭 太 郎 (1929年7月12日生)	1953年4月 山種証券(株)(現SMBC日興証券(株)) 入社 1985年12月 山種投資顧問(株)代表取締役社長 1992年6月 山種証券(株)(現SMBC日興証券(株))代表取締役社長 1994年11月 早稲田大学理事(財務担当) 1995年9月 早稲田大学副総長・常任理事(財務担当) 2000年6月 公益財団法人東京財団理事 2002年1月 特定非営利活動法人アジアの架け橋理事長 2003年12月 特定非営利活動法人21世紀大学経営協会副理事長 2004年11月 早稲田大学副総長・常任理事 2006年10月 早稲田大学社会安全政策研究所客員研究員(現任) 2006年11月 一般社団法人遊技産業健全化推進機構理事(現任) 2006年12月 東洋大学理事 2009年4月 新潟県立大学理事 2009年12月 東洋大学常務理事 2010年12月 一般財団法人日本ウズベキスタン・シルクロード財団評議員(現任) 2011年10月 学校法人環境造形学園ICSカレッジオブアート理事 校長 2012年4月 学校法人環境造形学園副理事長 2014年4月 学校法人環境造形学園副理事長・学長 2014年6月 文部科学省大学改革ガバナンス推進委員会委員 2015年1月 一般財団法人国際建設技能振興機構評議員(現任) 2016年7月 学校法人日本教育財団東京通信大学顧問(現任) 2016年12月 文部科学省大学のガバナンス改革の推進方策に関する検討委員会委員 2017年5月 特定非営利活動法人ムジカ・フレスカ会長兼 理事長(現任) 2017年10月 文部科学省大学のガバナンス改革の推進方策に関する検討委員会委員 2018年10月 当社社外取締役(現任) 2019年7月 東京ニューシティ管弦楽団理事(現任) 2019年9月 学校法人環境造形学園ICSカレッジオブアート理事 最高顧問(現任) 2021年4月 早稲田大学総合研究機構幼児教育開発研究所(現任)	- 株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 教育及びガバナンスに関する豊富な知識と経験から、当社の経営に対する監督や経営全般に関わる助言をいただいております。引き続き適切な助言をいただけるものと期待しております候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> 佐原 忠一 (1947年4月9日生)	1970年4月 大和証券(株)(現(株)大和証券グループ本社)入社 2000年6月 大和インベスター・リレーションズ(株)取締役 2006年4月 大和インベスター・リレーションズ(株)常務取締役 2007年4月 オフィスサハラ開業 2007年5月 当社情報管理室長(～2008年4月) 2008年5月 (株)ジェネラルソリューションズ(現(株)フィスコ)顧問 2009年1月 (株)ジェネラルソリューションズ(現(株)フィスコ)取締役 2018年10月 当社社外監査役 2020年6月 当社社外取締役(現任)	10,000株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 金融機関における豊富な経験とIR活動コンサルティング企業で培われたステークホルダーとのコミュニケーション等に関する幅広い知識を有しており、ステークホルダーに対する情報発信に関する助言を含む経営全般に関わる助言をいただいております、引き続き適切な助言をいただけるものと期待しており候補者となりました。</p>			
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> 柏女 霊峰 (1952年6月16日生)	1976年4月 千葉県庁 入庁 1986年4月 厚生省(現厚生労働省) 入省 1994年4月 淑徳大学社会学部(現:総合福祉学部) 助教授 1997年4月 淑徳大学教授(現任) 淑徳大学大学院教授(現任) 日本子ども家庭総合研究所子ども家庭政策研究担当部長 2006年4月 石川県顧問 2009年4月 浦安市専門委員(子育て支援担当)(現任) 2013年6月 社会福祉法人興望館理事(現任) 2014年12月 東京都児童福祉審議会副会長(現任) 2015年9月 東京都子ども・子育て会議会長 2020年6月 当社社外取締役(現任)	- 株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 会社経営に直接関与したことはありませんが、児童福祉及び幼児教育に関して長年の経験と専門的知見を有しており、当社グループの保育事業を中心とした経営全般に関し、適切な助言をいただいております、引き続き適切な助言をいただけるものと期待しており候補者となりました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
6	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">社外</div> <div style="text-align: center;"> <small>こばやし</small> <small>と お ろ</small> 小林 徹 (1967年2月9日生) </div> </div>	<p>1989年4月 中教出版(株) 入社 1990年9月 (株)学習研究社 (現(株)学研ホールディングス) 入社 2011年10月 (株)学研ホールディングス人事戦略室長 2014年8月 (株)学研ホールディングス秘書室長 2015年4月 (株)学研ホールディングス経営戦略室長 2016年12月 (株)学研ホールディングス執行役員 (現任) 2017年10月 (株)学研教育みらい代表取締役社長 (現任) 2018年2月 一般社団法人教科書協会理事 (現任) 2018年6月 一般社団法人日本教育情報化振興会理事 (現任) 一般財団法人防災教育推進協会理事 (現任) 2019年3月 特定非営利活動法人キッズデザイン協議会理事 (現任) 2020年4月 一般社団法人幼児教育保育用品協会会長 (現任) 2021年6月 当社社外取締役(現任) 一般社団法人 ICT CONNECT 21理事 (現任)</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 幼児及び児童の学習に関して長年の経験と知見を有しており、当社グループの保育事業を中心とした経営全般に関し、引き続き適切な助言をいただけるものと期待しており候補者いたしました。</p>	- 株
7	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">社外</div> <div style="text-align: center;"> <small>いかり</small> <small>ひ で ゆ き</small> 碓 秀 行 (1957年10月16日生) </div> </div>	<p>1981年3月 (株)学習研究社 (現(株)学研ホールディングス) 入社 2003年4月 (株)学習研究社 (現(株)学研ホールディングス) 教育システム事業部長 2007年1月 研秀出版(株) 代表取締役社長 2009年4月 (株)学習研究社 (現(株)学研ホールディングス) 家庭教育事業部長 2014年7月 (株)学研教育出版 (現(株)学研プラス) 代表取締役社長 2014年10月 (株)学研ホールディングス 執行役員 2014年12月 (株)学研ホールディングス 取締役 2020年12月 (株)学研ホールディングス 常務取締役 (現任)</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 教育コンテンツの戦略策定に長年の経験と知見を有しており、当社グループの保育事業を中心とした経営全般に関し、適切な助言をいただけるものと期待されることから新たに候補者いたしました。</p>	- 株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
8	新任 社外 山崎 知 恵 (1969年9月13日生)	1992年4月 (株)学習研究社 (現(株)学研ホールディングス) 入社 2015年10月 (株)学研エリアマーケット取締役 2019年6月 (株)GIビレッジ取締役 (現任) 2019年10月 (株)学研ココファン・ナーサリー取締役 2020年3月 (株)市進ラボ社外取締役 2020年10月 (株)学研教育みらい取締役 (現任) 2020年11月 (株)学研ココファンホールディングス (現(株)学研ココファン) 取締役 (株)学研ココファン・ナーサリー代表取締役社長 (現任)	- 株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】			
幼児及び児童の学習に関して長年の経験と知見を有しており、当社グループの保育事業を中心とした経営全般に関し、適切な助言をいただけるものと期待されることから新たに候補者といたしました。			
9	新任 社外 佐竹 康 峰 (1953年12月1日生)	1976年4月 三菱銀行 (現三菱UFJ銀行) 入行 1993年3月 三菱銀行 (現三菱UFJ銀行) シンガポール支店副支店長 1997年7月 東京三菱投信投資顧問 (現三菱UFJ国際投信) 企画部長 2000年10月 東京三菱銀行 (現三菱UFJ銀行) 資産運用業務部長 2002年7月 東京三菱銀行 (現三菱UFJ銀行) 投資銀行・資産運用企画部長 2004年7月 三菱東京ウェルスマネジメント証券 (現三菱UFJ証券ホールディングス) 代表取締役社長 2004年9月 三菱東京ウェルスマネジメント銀行・スイス (現三菱UFJウェルスマネジメント銀行・スイス) 代表取締役会長 2008年8月 東京スター銀行取締役会長 2015年6月 SBIホールディングス社外取締役 2017年7月 住信SBIネット銀行社外監査役 2020年6月 スルガ銀行社外取締役監査等委員長 (現任)	- 株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】			
変化の激しい金融業界において、新たなビジネスの企画・実行や事業統合の推進など、金融環境の革新・整備に長年携わってきた経験を有しており、当社グループ全体の経営全般に関し適切な助言をいただけるものと期待されることから、新たに候補者といたしました。			

- (注) 1. 碓秀行氏、山崎知恵氏および佐竹康峰氏は、新任の社外取締役候補者であります。
2. 關昭太郎氏、佐原忠一氏、柏女靈峰氏、小林徹氏、碓秀行氏、山崎知恵氏及び佐竹康峰氏は、社外取締役候補者であります。なお、關昭太郎氏、佐原忠一氏及び柏女靈峰氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、佐竹康峰氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 關昭太郎氏、佐原忠一氏、柏女靈峰氏及び小林徹氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって、關昭太郎氏は3年8ヶ月、佐原忠一氏は当社の社外監査役であった期間1年8ヶ月を通算し3年8ヶ月、柏女靈峰氏は2年、小林徹氏は1年となります。
4. 当社は、關昭太郎氏、佐原忠一氏、柏女靈峰氏及び小林徹氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額を600万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。また、各氏の選任が承認可決された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、碓秀行氏、山崎知恵氏及び佐竹康峰氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、各候補者が取締役として就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 柏女靈峰氏は、東京都児童福祉審議会の副会長を兼務し、同審議会には東京都の保育所の認可に関する審査を行う部会があります。小林徹氏、碓秀行氏および山崎知恵氏は、主要株主である株式会社学研ホールディングス及び同社グループの業務執行者であり、当社は同社と業務提携契約を締結し、当社グループと同社グループの間で取引があります。他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

本定時株主総会終結時をもって、監査等委員である取締役5名全員は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	関 博文 (1952年1月21日生)	1977年5月 (株)工業時事通信社編集局国際協力編集部入社 1980年10月 (株)東拓企画非常勤取締役 1981年6月 (株)土木通信社取締役 1983年5月 (株)東拓企画取締役企画部長 1987年4月 (株)アーバン・デベロップメント取締役統括部長 1988年5月 (株)東拓企画代表取締役社長 1990年4月 (株)アーバン・デベロップメント常務取締役 1991年3月 (株)アーバン・デベロップメント代表取締役 1997年5月 (有)創発コーポレーション取締役 2000年7月 (株)アトリウム アドバイザリー 2002年2月 (株)イー・エム・ファンド・マネジメント アドバイザリー 2004年3月 (有)創発ファシリティマネジメント代表取締役(現任) 2006年11月 (株)LIU取締役会長(現任) 2007年2月 (株)アトリウム建設アドバイザリー 2017年8月 (有)創発コーポレーション代表取締役(現任) 2017年9月 (株)東拓企画取締役会長(現任) 2018年10月 当社常勤監査役 (株)日本保育サービス監査役(現任) (株)ジェイキッチン監査役(現任) (株)ジェイ・プランニング販売監査役(現任) (株)ジェイキャスト監査役(現任) (株)日本保育総合研究所監査役(現任) (株)アメニティライフ監査役 2020年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	- 株
【監査等委員である取締役候補者とした理由】 長年にわたる企業経営者としての豊富な経験を通して培われた企業経営に関する高い知見を有しております。その知見をもとに様々な角度から監査を行い、経営の健全性、適正性の確保に努めていただいております。これらの知見と実績から、監査等委員として適切な人材と判断し、候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <small>かつ また ひで ひろ</small> <small>勝 又 英 博</small> (1956年9月8日生)	1983年12月 大和証券(株) (現(株)大和証券グループ本社) 入社 1999年 8 月 INGベアリング証券会社入社 2003年 4 月 ロイヤルバンク・オブ・スコットランド入行 2011年 4 月 (株)食材研究所所長(現任) 2012年 2 月 (株)ヤマトコンサルティンググループ代表取締役 2018年 4 月 特定非営利活動法人日本香港協会理事 2018年10月 当社 社外監査役 2020年 2 月 御殿場市議会議員 (現任) 2020年 4 月 特定非営利活動法人日本香港協会監査役 2020年 6 月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	- 株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 国内外の金融機関における豊富な経験と長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。その経験と見識をもとに様々な角度から監査を行い、経営の健全性、適正性の確保に努めていただいております。これらの見識と実績から、監査等委員として適切な人材と判断し、候補者といたしました。</p>			
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <small>いであ とし ひこ</small> <small>伊 丹 俊 彦</small> (1953年9月2日生)	1980年 4 月 東京地方検察庁検事 任官 2005年 4 月 東京地方検察庁公安部長 2010年 6 月 最高検察庁総務部長 2012年 7 月 東京地方検察庁検事正 2014年 7 月 最高検察庁次長検事 2015年12月 大阪高等検察庁検事長 2016年11月 弁護士登録 (長島・大野・常松法律事務所顧問) 2018年 3 月 (株)北國新聞社社外監査役 2018年 6 月 (株)セブン銀行社外取締役 (現任) 戸田建設(株)社外取締役 (現任) 2020年 6 月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	- 株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 会社経営に直接関与したことはありませんが、検事及び弁護士としてコーポレートガバナンス及び企業コンプライアンスについて長年携わり、豊富な経験と高度な専門的知見を有しており、当社の経営に対し、客観的な立場で適切な助言をいただいております。これらの見識と実績から監査等委員として適切な人材と判断し、候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外</div> つるや 鶴谷 明憲 (1957年6月8日生)	1983年4月 警察庁入庁 1998年3月 茨城県警察本部警務部長 1999年8月 警察庁情報通信局情報通信企画課理事官 2001年2月 兵庫県警察本部刑事部長 2003年2月 内閣情報調査室国際部総括 2007年4月 和歌山県警察本部長 2008年8月 警察庁国際捜査管理官 (ICPO東京支局長) 2013年6月 財務省四国財務局長 2016年9月 近畿管区警察局長 2017年11月 プルデンシャル生命保険(株)顧問 (現任) 2018年4月 (株)ユニカフェ社外取締役 2018年4月 日の出ホールディングス(株)社外取締役 (現任) 2018年6月 プルデンシャル・ホールディング・オブ・ ジャパン(株)顧問 (現任) 2020年4月 UCCホールディングス(株)顧問 (現任) 2020年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年8月 公益財団法人アジア共生教育財団副理事長 (現任) 2021年1月 一般社団法人メディカルチェック推進機構 専務理事 (現任)	- 株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>会社経営に直接関与したことはありませんが、企業の危機管理、コンプライアンスに関する幅広い見識を有しており、当社の経営に対し、客観的な立場で適切な助言をいただいております。これらの見識と実績から、監査等委員として適切な人材と判断し、候補者としていたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	社外 矢板賢 (1948年2月20日生)	1970年4月 丸文(株) 入社 1979年4月 公認会計士森助紀事務所 入所 1979年5月 税理士登録 1982年7月 公認会計士登録 1982年12月 監査法人TKA飯塚穀事務所 パートナー 1988年8月 KPMG会計事務所 入所 1990年10月 国際証券(株) (現三菱UFJ証券ホールディングス(株)) 入社 2002年12月 新日本アーンストアンドヤング(株) 入社 2005年12月 エイチ・エス証券(株) (現HSホールディングス(株)) 執行役員財務部長 2010年12月 オリエント証券(株) 代表清算人 2010年12月 エイチ・エス債権回収(株) 監査役 (現任) 2020年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	- 株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 会社経営に直接関与したことはありませんが、税理士、公認会計士として会計および税務分野に関する豊富な経験と知識を有していることから、当社の経営に対する監督や経営全般に関して適切な助言をいただいております。これらの見識と実績から、監査等委員として適切な人材と判断し、候補者いたしました。			

- (注) 1. 勝又英博氏、伊丹俊彦氏、鶴谷明憲氏及び矢板賢氏は、社外取締役候補者であります。なお、各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 勝又英博氏、伊丹俊彦氏、鶴谷明憲氏及び矢板賢氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
3. 当社は、勝又英博氏、伊丹俊彦氏、鶴谷明憲氏及び矢板賢氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額を600万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。また、各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、各候補者が取締役として就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式及び業績連動型譲渡制限付株式に係る報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2020年6月25日開催の定時株主総会において年額250百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従う当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）並びに各事業年度を業績評価期間として、当該業績評価期間における当社取締役会が定める業績等の数値目標等の達成度合いに応じた数の当社普通株式（以下、「業績連動型譲渡制限付株式」という。）を割り当てるための報酬等を下記の通り支給いたしたいと存じます。

つきましては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記取締役の報酬額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式及び業績連動型譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、譲渡制限付株式については年額5,500,000円以内、業績連動型譲渡制限付株式については年額30,500,000円以内として、設定いたしたいと存じます。

なお、譲渡制限付株式及び業績連動型譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

当社は、2021年2月26日開催の当社取締役会及び2021年11月22日開催の当社取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告40頁に記載の通りであります。本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容と整合するよう本株主総会終結後の当社取締役会において所要の変更を行うことを予定しております。

また、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役5名）であり、第5号議案が原案通り承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名（うち社外取締役7名）となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式及び業績連動型譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

◆譲渡制限付株式

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡

制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数は、各事業年度につき26,100株以内とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間Ⅰの開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。

また、本割当株式Ⅰのうち、上記(1)の譲渡制限期間Ⅰが満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間Ⅰの開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式Ⅰの全部につき、譲渡制限

期間Iが満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間Iの開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式Iの数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間I中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間Iの開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式Iにつき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式Iを当然に無償で取得する。

◆業績連動型譲渡制限付株式

1.業績連動型譲渡制限付株式の割当て及び払込み

対象取締役に対して、各事業年度を業績評価期間（以下、「対象期間」という。）として、当該対象期間における当社取締役会が定める業績等の数値目標等の達成度合いに応じて、業績連動型譲渡制限付株式を交付するための金銭報酬債権を支給する。したがって、対象期間の開始時点では、各対象取締役に対して、これを支給するか否か、支給する業績連動型譲渡制限付株式を交付するための金銭報酬債権の額及び交付する業績連動型譲渡制限付株式の数（以下、「交付株式数」という。）は確定していない。各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受ける。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が上記の現物出資に同意していること及び対象取締役（ただし、対象期間終了後最初に開催される定時株主総会終結時点をもって任期満了により取締役を退任した者を除く。）が下記5.に定める内容を含む業績連動型譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

初回の対象期間は、第31期事業年度（2022年4月1日～2023年3月31日）であり、以後、各事業年度を新たな対象期間として業績連動型譲渡制限付株式の割当てを行うことができるものとする。

2.業績連動型譲渡制限付株式の総数

対象取締役に割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数は各対象期間につき144,550株以内とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準

じて割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該業績連動型譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 交付株式数の算定方法

業績連動型譲渡制限付株式の割当てに際し使用する各数値目標等、交付株式数の具体的な算定にあたり必要となる指標を当社取締役会において決定する。

具体的な算定においては、以下の計算式に基づき、各対象取締役に対する交付株式数を算定する（ただし、1株未満の端数が生じた場合には切り上げるものとする。）。

各対象取締役に対して以下の計算式に基づき算定される交付株式数の業績連動型譲渡制限付株式の割当てを行うことにより、上記の対象取締役に割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数を超える場合又は支給する金銭報酬債権の総額を超える場合には、当該総数及び総額を超えない範囲で、各対象取締役に割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の数及び金銭報酬債権の額を、按分比例等の当社取締役会において定める合理的方法により調整するものとする。

<各対象取締役に対する交付株式数の算出方法>

個人別基本報酬額（※1）×支給割合（※2）÷1株当たりの払込金額

※1 各対象取締役の役位、職務等に応じ、当社取締役会において決定する。

※2 支給割合＝売上高達成率に応じた支給割合（0%～20%）＋営業利益達成率に応じた支給割合（0%～20%）＋税金等調整前当期純利益達成率に応じた支給割合（0%～20%）

4. 交付要件

対象期間が終了し、以下の交付要件を満たした場合に、各対象取締役に対して金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで各対象取締役に業績連動型譲渡制限付株式を交付するものとする。

なお、業績連動型譲渡制限付株式の交付は、当社による新株式発行又は自己株式の処分の方法により行われ、その払込金額は業績連動型譲渡制限付株式の割当てに係る当社取締役会決議の日の直前営業日までの直近1か月間の東京証券取引所における当社の普通株式の終値の単純平均値を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定する。

- (1) 対象期間終了後最初に開催される定時株主総会終結時点までの期間、対象取締役が継続して当社の取締役の地位にあったこと
- (2) 一定の非違行為がなかったこと
- (3) 当社取締役会が定めたその他必要と認められる要件を充足すること

また、対象期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合、当該対象期間に係る業績連動型譲渡制限付株式を交付しないものとする。

5.業績連動型譲渡制限付株式割当契約の内容

(1)譲渡制限の内容

業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、業績連動型譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間Ⅱ」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式Ⅱ」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

(2)業績連動型譲渡制限付株式の無償取得

当社は、業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。

また、本割当株式Ⅱのうち、上記(1)の譲渡制限期間Ⅱが満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限期間Ⅱが満了した時点をもって、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当該時点において保有する本割当株式Ⅱの全部につき、譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間Ⅱ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、本割当株式Ⅱの全部につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の停滞が続いたものの、世界的な景気回復及びワクチン接種の進展による活動制限の緩和を背景として、経済・社会活動の正常化への動きがみられました。しかしながら、新たな変異株による感染再拡大に加えて、ウクライナ情勢緊迫化の地政学的リスクが重なり、資源価格高騰による景気や企業業績の減速が懸念されるなど、先行き不透明な状況が続いております。

一方、子育て支援事業においては、出生数の急激な低下に伴う少子化の加速、新型コロナウイルス感染症を背景とした利用控えによる待機児童の減少、継続的な保育士不足、女性の就業率の上昇による保育需要の高まり、新型コロナウイルス感染症の拡大による働き方やライフスタイルの変化による対応が求められるなど、子育てを取り巻く環境は目まぐるしく変容しております。

政府は「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿を整備するとともに、「新・放課後子ども総合プラン」では、待機児童解消に向けた放課後児童クラブの整備を更に加速させるなど、子育て環境の整備に向けた様々な施策を推進しております。さらに「こども家庭庁」設置法案が閣議決定され、来年4月の発足を目指し、子育てをしやすい環境整備に向けた対応が促進されるなど、子育て支援事業の社会的な役割は、ますます重要性が増すものと考えられます。

このような環境の中、当社グループは自治体と連携しながら、新型コロナウイルス感染症への対策として、お預かりするお子様・保護者の皆様・取引先・従業員の安全確保を最優先に考え、当社独自の対応基準を設け徹底した安全対策を講じるとともに、本社・東京本部では時差出勤やテレワークを実施するなど、迅速な対応を行ってまいりました。

また、子育て支援サービスの更なる質的向上と業容拡大を図るべく、社会環境の変化を捉え、「収益性・効率性の向上」「健全性の向上」「成長性の向上」の3つを重点目標に掲げ、経営資源を効果的に配分・投下することで、強固な経営基盤を構築しております。具体的には、社会環境の変化に即応すべくデジタルトランスフォーメーション(DX)を改革の柱に、「収益性・効率性の向上」については、既存事業である子育て支援施設の受入児童の拡大に向けた幼児学習プログ

ラムの拡充、新たなコンテンツの開発・導入、オンラインを活用した各園でのプログラム指導（英語・体操・リトミック・ダンス）、他社に先駆けたデジタル園見学の導入、海外の保育所等をオンラインで繋ぐ国際交流プログラムの展開、人員配置の更なる適正化による収益改善など、園・施設における改善・改革と合わせて運営の効率化を進めてまいりました。

「健全性の向上」については、子育て支援の要は「人」であることから新人事制度の定着、人材教育・研修体制の拡充を図るとともに、システム化を加速することにより業務効率の改善を行っております。

「成長性の向上」については、株式会社学研ホールディングスとの業務提携による新たな幼児学習プログラム「もじかずランド」の導入、共同購買によるコスト軽減や現場オペレーションの改善、付加価値を提供するサービス開発に取り組んでまいりました。これらにより、他社との差別化とともに「選ばれる園・施設づくり」を推進しております。

さらに、新たな価値を創出する新規事業開発にも注力しており、乳児期・幼児期・学童期において子育てに関する様々な商品やサービスを幅広く提供することを目的として、全国で運営する300を超える子育て支援施設（保育所・学童クラブ・児童館）の園児・児童とその保護者並びに子育て中の方々を対象とした、子育て支援プラットフォーム「コドメル」を立ち上げ、会員化を図るとともに、その第1弾サービスとして、子育て支援と資源の有効活用・環境保全（SDGs）の両立を目的とした「子育て商品マッチングサービス」を開始いたしました。

当社グループの経営理念「子育て支援を通じて笑顔溢れる社会づくりに貢献します」の考えのもと、子育てに必要な商品のリユース・リサイクルを促進することで徹底的に資源を有効活用し、環境負荷の低減や処理費用の削減をはじめとする地球環境の保全に配慮した本取り組みを、既存事業以外の新たな柱として推進しております。今後は、本事業の海外展開、サービス及びコンテンツの更なる拡充を図ってまいります。

新規施設の開設につきましては、2022年3月期連結累計期間において保育所3園（東京都3園）、学童クラブ・児童館8施設（東京都8施設）の計11施設を開設しており、計画通り推進しております。

（保育所）

アスク上石神井保育園	（2021年4月1日）
アスクかなまち保育園	（2021年4月1日）
アスク東葛西第二保育園	（2021年4月1日）

(学童クラブ・児童館)

わくわく滝野川もみじひろば ／滝野川もみじ元気っこクラブ第二	(2021年4月1日)
わくわく滝野川もみじひろば ／滝野川もみじ元気っこクラブ第三	(2021年4月1日)
三鷹市六小学童保育所A分室	(2021年4月1日)
虹色キッズクラブ	(2021年4月1日)
番町小学校アフタースクール第一	(2021年4月1日)
番町小学校アフタースクール第二	(2021年4月1日)
番町小学校放課後子ども教室(遊び)	(2021年4月1日)
深大寺児童館	(2021年4月1日)

- ※1：2021年4月1日より東京都認証保育所として2003年8月1日より運営しておりました「アスクおんたけ保育園」及び2010年4月1日より運営しておりました「アスク下丸子保育園」を認可保育園に移行いたしました。
- ※2：「わくわく滝野川もみじひろば／滝野川もみじ元気っこクラブ第一」の開設に伴い「わくわく滝野川もみじひろば」は「わくわく滝野川もみじひろば／滝野川もみじ元気っこクラブ第一」とし2021年4月1日より運営しております。
- ※3：2021年3月末日をもって、東京都認証保育所の「アスク飯田橋保育園」「アスク西新宿保育園」「アスク池袋保育園」「アスク雪谷大塚保育園」及び民間学童クラブの「AEL横浜ビジネスパーク」を閉園・閉室いたしました。また、学童クラブの「中野区立キッズ・プラザ谷戸」「北区第一さくらクラブ」「北区第二さくらクラブ」、児童館の「狭山市立中央児童館」は、契約期間満了により2021年3月末日をもって撤退いたしました。

その結果、2022年3月末日における保育所の数は211園、学童クラブは81施設、児童館は11施設となり、子育て支援施設の合計は303施設となりました。

以上より、当社グループの連結売上高は34,373百万円（前年同期比2.6%増）、営業利益は3,344百万円（同17.1%増）、経常利益は3,358百万円（同13.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,279百万円（同324.1%増）となり、前年同期と比較して増収・増益、過去最高益を達成いたしました。

これらの主な要因は、以下の通りです。

売上高においては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、期初においては緊急事態宣言が発令されたことから受入児童数が減少したものの、コロナ禍においてもデジタルを活用した園見学や、英語・体操・リトミック・ダンスなどのオンラインプログラム実施、新たな幼児学習プログラムの導入など、「選ばれる園・施設づくり」の取り組みによる期中の受入児童の増加及び新規施設の開設により、前年同期比2.6%増収となりました。

営業利益及び経常利益においては、上記の各種施策による期中における受入児童の増加等により売上高が拡大したこと、また、各施設での人員の再配置による効率的な運営、採用活動や各種備品類の発注体制の見直しなどにより、各施設の

収益改善並びに費用抑制に努めたことで、営業利益は前年同期比17.1%増、経常利益は前年同期比13.9%増と増益となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益においては、効率的な運営体制の確立により経常利益が大幅に増加するとともに、前期においては、地域環境の変化による収益悪化となった施設の閉園並びに過去に子育て支援事業の足掛かりとして土地・建物を保有して運営する保育園10園に関して、それを保有することでのリスクを回避するため、将来的な売却等を視野にオフバランス化を行うことを決定し固定資産の使用方法等の変更に伴う減損損失を計上したことで、特別損失が発生しましたが、当期は、各施設の収益改善により減損損失が大幅に減少したことや上記の土地・建物を保有する10園のうち3園に関して固定資産（土地・建物）を売却したこと等により183百万円の特別利益を計上したことから、前年同期比324.1%増と増益となりました。

持株会社として当社は子会社への経営指導及び管理を行い、主な収入は各子会社からの経営指導料及び配当であります。当期の事業活動の結果、売上高3,066百万円（同19.3%増）、営業利益1,396百万円（同57.4%増）、経常利益1,523百万円（同46.9%増）、当期純利益は1,338百万円（同887.5%増）となりました。

なお、自治体より受け取っている保育士の借上社宅に対する補助金等について、従来、その金額を「補助金収入」として、営業外収益に計上しておりましたが、当連結会計年度より、当該補助金等を「売上高」に計上しております。これは、当該補助金等の保育事業に対する質的重要性がより高まったこと、また、「収益認識に関する会計基準」の調査・検討を契機に保育事業に関する補助金制度の確認・整理を行った結果、他の補助金と同じ区分に計上するほうが、事業の実態をより適切に表示することが可能になると判断したことから、表示方法の変更を行ったものです。前年同期比につきましては、当該表示方法の変更を反映した組替え後の数値で比較しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました企業集団の設備投資の総額は639百万円で、その主なものは次の通りであります。

セグメントの名称	設備の内容	投資金額(千円)
子育て支援事業	アスク武蔵小金井南口保育園	150,733
	アスク山下町保育園	13,790
	アスクいどがや保育園	10,457
	アスク東大宮保育園	9,005
	アスク吉野町保育園	8,844
	アスク和田町保育園	8,513
	アスク武蔵小金井北口保育園	8,170
	アスク勝どき保育園	7,827
	アスク晴海3丁目保育園	7,686
	東京本部	7,435

(3) 資金調達の状況

借入金

6,030,880千円

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲り受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

記載すべき事項に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(8) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第27期 2019年3月期	第28期 2020年3月期	第29期 2021年3月期	第30期 (当連結会計年度) 2022年3月期
売 上 高	29,647,996	32,169,864	33,500,908	34,373,668
営 業 利 益	1,880,620	1,989,196	2,857,352	3,344,921
経 常 利 益	1,920,760	2,003,687	2,947,807	3,358,596
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,071,270	1,122,732	537,544	2,279,594
1株当たり当期純利益	12.44円	12.81円	6.15円	26.06円
総 資 産	28,255,096	26,122,705	29,740,607	34,274,814
純 資 産	8,950,492	9,636,249	10,007,772	11,975,452
1株当たり純資産額	102.23円	110.17円	114.42円	136.91円

- (注) 1. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第27期、第28期及び第29期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡及適用した後の数値を記載しています。
2. 当連結会計年度において、従来営業外収益に計上していた保育事業に関する「補助金収入」を「売上高」に計上しております。この表示方法の変更を反映させるため、第27期、第28期及び第29期の組替えを行っております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社日本保育サービス	99,000千円	100%	子 育 て 支 援
株式会社ジェイキッチン	10,000千円	100%	給 食 の 請 負
株式会社ジェイ・プランニング販売	10,000千円	100%	物 品 販 売
株式会社ジェイキャスト	10,400千円	100%	英語教室及び体操教室の請負
株式会社日本保育総合研究所	10,000千円	100%	研究、保育所等訪問支援事業
株式会社アメニティライフ	70,000千円	100%	子 育 て 支 援

- (注) 1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
2. 株式会社アメニティライフは、2022年4月1日付で株式会社日本保育サービスに吸収合併されております。

(10) 対処すべき課題

① 安全・安心の確保の徹底

当社グループでは、お預かりしているお客様・保護者の皆様・取引先・従業員の安全確保を最優先に考えた対策を徹底するとともに「保育委員会」、「安全管理委員会」による現場の様々な課題の対策、業務の見直しを図ることで、更なる安全・安心な運営体制づくりに取り組んでまいります。

② 保育の質の向上

当社グループでは、各施設に対する従来からの組織運営体制に加え、保育の質的向上、安全管理体制の徹底強化を図るべく委員会制度を導入し、保育士のケア、新人事制度の導入による働き方改革の推進、教育体制の拡充などにより保育の質的向上に努めております。

③ 受入児童数の拡大

当社グループは、「選ばれる子育て支援施設」づくりを目指し、従来から実施している英語・体操・リトミック・ダンスに加え新たな幼児学習プログラムを導入するなど、保育の質的向上と合わせ様々な取り組みを進めております。新たに保育所を開設するのではなく、地域社会との共生や様々な取り組みによる特徴のある保育品質の拡充、質の高い保育士確保により既存施設の受入児童の拡大に努めております。

また、当社グループでは、自治体ごとの待機児童の状況や保育士の採用状況及び投資効率等を総合的に勘案し、新規施設と既存施設双方への保育士配置のバランスをとりながら受入児童の拡大とともに「選ばれる子育て支援施設」を目指しております。

④ 保育士確保に向けた施策

子育て支援サービスには、保育士資格を有する人材の確保が不可欠であります。

当社グループでは、年間を通じて学校訪問、全国各地やWebを活用した採用活動を行うとともに、従業員給与や新人事制度の導入による評価制度の見直しなど、働きやすい環境づくりを推進してまいりました。また、保育士養成講座による資格取得支援、教育体制の拡充などを行うことで、より働きやすい制度と仕組み作りに取り組んでおります。

⑤ 業務の効率化及び収益性の向上

業務の効率化と収益性の向上として、保育士の業務負担の軽減を図りより運営に専念できる体制づくりとしてICT化を推進するとともに、経営管理・収益管

理の体制強化と高度化を図るべくシステム化と業務効率の改善を捉えた構造改革に取り組んでおります。システム化のみならず組織体制の見直し、人員配置の最適化、業務の見直しなどにより業務効率と収益改善に取り組んでおります。システム導入に際しては、情報漏洩等に対するセキュリティの強化を図るとともに、管理体制の整備も同時に進めております。

また、当社グループは全国で300施設を超える保育園・学童クラブ・児童館を運営しており、乳児期・幼児期・学童期を通じ12年間にわたって育ちの連続性をトータルで支援できる、当社ならではの強みを活かし、お子さまの成長に合わせた様々な対応を図ってまいります。

⑥ 人材への投資

当社グループは、保育の質的向上と安全確保のため、情熱と適性を有する人材を採用し、その人材が持つポテンシャルを最大限に引き出すための教育を継続的に実施していくことが不可欠であると考えております。そのため、社内で行う研修においては、保育に関する様々な知見を取り込むとともに、有識者による研修や社外の勉強会なども積極的に導入・活用し、人材のレベルアップを図っております。

また、それぞれの従業員には、公正かつ継続的に教育機会を提供し、一人ひとりが強みを認識し持ち味を存分に高め発揮できる育成施策を講じます。

更には、公正な採用選考・平等な登用制度・ジョブ型処遇制度を掲げ、ジェンダー・国際性・職歴・年齢の面を含む多様な人財の育成・確保に努めてまいります。

⑦ 新規事業の取り組みによる収益基盤拡大

当社グループが運営する施設の多くは公費で運営されており、事業が安定的に推移する一方で、政策や制度変更の影響を受けやすく、政策転換による事業への影響が懸念されます。

このような環境を踏まえ、当社グループでは子育て支援事業に関する周辺事業を中心に、新規事業の開発・推進により、収益基盤の拡大に取り組んでおります。

新型コロナウイルス感染症の拡大により新たな生活様式による働き方が大きく変化しており、デジタルトランスフォーメーション（DX）を改革の柱とした新たな事業展開も重要であると考えております。具体的には、子育て支援事業で培ったノウハウをサービスや商品として外販するビジネス、新たなビジネスの創出として様々なコンテンツのDX化、子育て支援プラットフォーム「コドメル」による子育てに関する様々な商品やサービスをCtoC、BtoC、BtoB及び海外へ提供するなど、子育て支援業界・教育業界・異業種などと連携した

様々な事業開発に取り組んでまいります。

また、当社グループでは、発達支援事業の対応強化、保育所等訪問支援事業など、発達が気になるお子様の支援を行ってまいりました。これまでの子育て支援のノウハウと高い専門性に基づく発達支援の対応を活かし、発達障害の可能性があるお子様へのサポートを拡充すべく、多機能型の施設や巡回サービスを新たな事業として展開し、より多くのお子様と保護者に寄り添った子育て支援を行ってまいります。

更なる事業規模の拡大として資本提携・業務提携に関しても積極的に推進するとともに、国内での展開に留まることなく、これまで培ってきたノウハウをグローバルに展開してまいります。

⑧ コンプライアンスへの取り組み

児童福祉法をはじめとする各種関連法令の遵守を厳格に実行するとともに、お客様の個人情報についても法律に則った取り扱いを徹底しております。コンプライアンスへの取り組みとして、内部監査・管理本部・人事総務本部等、それぞれの分野において高い専門性と豊富な経験を有する人材の採用を行うとともに、社内規程の整備・拡充、社員教育の徹底によるコンプライアンスへの意識を高め、徹底に努めてまいります。

⑨ 社会貢献

企業の持続的な成長のため、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、あらゆるステークホルダーとの適切な協働により、サステナビリティの課題に取り組んでまいります。

また、子育てプラットフォーム「コドメル」では、当社グループの各施設等に寄付BOXを設置し、お子さまの成長過程の中で必要なくなった子育て関連商品を寄付いただき、リユースし子育て世代の方に提供することで資源を有効活用し、環境負荷の低減や処理費用の削減をはじめとした地球環境の保全に配慮した取り組みを行っております。当社グループは、経営理念である「子育て支援を通じて笑顔溢れる社会づくりに貢献します」の考えに基づき、環境に配慮したよりよい社会づくりに貢献してまいります。

⑩ 企業価値向上への取り組み

当社グループは、待機児童問題、児童虐待など社会的な問題解決に向け、各施設での様々な子育て支援活動や地域と連携した対応などにより子育ての環境整備に取り組んでまいります。また、安全・安心を第一優先に質の高い子育て支援を実現することで更なる保育の質的向上に繋げてまいります。

当社グループは、「選ばれる子育て支援施設」を目指して、こうした各施設の子育て支援活動に加え、地域との共生を図り、よりよい社会環境づくりに貢献してまいります。

⑩ 整備資金確保のための資金調達と財務基盤の安定性の確保

継続的に保育所を開園するためには、設備費用等の資金を安定的に確保することが重要となります。当社グループでは財務の健全性を追求しつつも、必要資金を安定的に調達していくため、金融機関からの借入れに限定せず、社債の発行や株式の発行も含めて財務政策を検討しております。

(11) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループの主要な事業は子育て支援事業であり、保育所、学童クラブ、児童館の運営を行っております。

なお、現在展開しております保育所は、指定管理者制度による公設民営保育所、自社運営による運営委託保育所、東京都認証保育所制度や企業主導型保育事業等による認可外保育所の3形態で運営いたしております。

また、学童クラブ及び児童館は主に自治体からの運営委託によるものであります。

(12) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

本 社	……………愛知県名古屋市東区葵三丁目15番31号
東 京 本 部	……………東京都港区港南一丁目2番70号
保 育 所	……………211園
学童クラブ	……………81施設
児 童 館	……………11施設

(注) 1. 当期中の増設

[保育所]

アスク上石神井保育園 (2021年4月)、アスクかなまち保育園 (2021年4月)、アスク東葛西第二保育園 (2021年4月)

[学童クラブ]

わくわく滝野川もみじひろば／滝野川もみじ元気っこクラブ第二 (2021年4月)、わくわく滝野川もみじひろば／滝野川もみじ元気っこクラブ第三 (2021年4月)、三鷹市六小児童保育所A分室 (2021年4月)、虹色キッズクラブ (2021年4月)、番町小学校アフタースクール第一 (2021年4月)、番町小学校アフタースクール第二 (2021年4月)、番町小学校放課後子ども教室 (遊び) (2021年4月)

[児童館]

深大寺児童館 (2021年4月)

2. 当期中の撤退

該当ありません。

3. 当期末での撤退

[保育所]

アスク板橋本町保育園 (2022年3月)、アスク汐留保育園 (2022年3月)、アスク高田馬場保育園 (2022年3月)、アスクやのくち保育園 (2022年3月)

[学童クラブ]

臨川小放課後クラブ (2022年3月)、広尾小放課後クラブ (2022年3月)、猿樂小放課後クラブ (2022年3月)、長谷戸小放課後クラブ (2022年3月)

[児童館]

袋児童館 (2022年3月)

4. 当期末後の増設

[保育所]

アスク武蔵小金井南口保育園 (2022年4月)、三鷹市定期利用保育室 ひなた (2022年4月)

[学童クラブ]

竹の塚学童保育室 (2022年4月)、鷹番小学校内学童保育クラブ (2022年4月)、わくわく西浮間ひろば/西浮間クラブ第一 (2022年4月)、わくわく西浮間ひろば/西浮間クラブ第二 (2022年4月)、わくわく西浮間ひろば/西浮間クラブ第三 (2022年4月)、わくわく赤羽ひろば/赤羽こどもクラブ第一 (2022年4月)、わくわく赤羽ひろば/赤羽こどもクラブ第二 (2022年4月)、わくわく赤羽ひろば/赤羽こどもクラブ第三 (2022年4月)、わくわく桐ヶ丘郷ひろば/桐ヶ丘郷っ子クラブ第一 (2022年4月)、わくわく桐ヶ丘郷ひろば/桐ヶ丘郷っ子クラブ第二 (2022年4月)、わくわく桐ヶ丘郷ひろば/桐ヶ丘郷っ子クラブ第三 (2022年4月)

(13) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,976 (2,414) 名	60 (10) 名

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数につきましては年間の平均人員を () 外数で記載しております。なお、臨時雇用者はパートタイマー、アルバイトを含み、派遣社員を除いております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
104 (9) 名	△2 (0) 名	42.6歳	4.3年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数につきましては年間の平均人員を () 外数で記載しております。なお、臨時雇用者はパートタイマー、アルバイトを含み、派遣社員を除いております。

(14) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,615,910千円
株式会社三菱UFJ銀行	2,567,160千円
株式会社りそな銀行	1,754,174千円
株式会社みずほ銀行	1,444,125千円
株式会社横浜銀行	1,049,508千円
信金中央金庫	880,000千円
株式会社愛知銀行	868,600千円
株式会社東邦銀行	775,000千円
株式会社百五銀行	743,437千円
株式会社滋賀銀行	452,471千円
株式会社東京スター銀行	450,200千円
株式会社静岡銀行	450,000千円
株式会社きらぼし銀行	383,338千円
株式会社千葉銀行	363,104千円
株式会社あおぞら銀行	270,000千円
株式会社京都銀行	255,000千円
日本生命保険相互会社	237,500千円
株式会社名古屋銀行	194,730千円
株式会社中京銀行	90,000千円
株式会社大垣共立銀行	85,500千円

(注) 株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社中京銀行、株式会社大垣共立銀行の借入金残高には、株式会社三井住友銀行を主幹事とする金融機関5行によるシンジケートローンの残高1,350,000千円が含まれております。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 295,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 87,468,693株（自己株式数380,707株を除く）
- (3) 株 主 数 17,016名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 学 研 ホ ー ル デ ィ ン グ ス	26,989,100株	30.85%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社（信 託 口）	6,578,100株	7.52%
ジ ェ イ ・ ピ ー 従 業 員 持 株 会	6,234,900株	7.12%
ほ が ら か 信 託 株 式 会 社 信 託 口 A - 1	3,219,100株	3.68%
王 厚 龍	2,320,000株	2.65%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行（信 託 口）	1,896,600株	2.16%
山 口 洋	1,496,900株	1.71%
JP MORGAN CHASE BANK 385781	1,413,002株	1.61%
株 式 会 社 保 育 サ ポ ー ト	1,000,000株	1.14%
フ レ シ ア ア ド バ イ ザ ー ズ 株 式 会 社	964,500株	1.10%

（注）持株比率は、当社保有の自己株式（380,707株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2022年3月31日現在）
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	坂 井 徹	(株)日本保育サービス取締役社長 (株)ジェイキッチン代表取締役社長 兼 運営部長 (株)ジェイキャスト取締役 (株)ジェイ・プランニング販売代表取締役社長 (株)日本保育総合研究所取締役 (株)アメニティライフ取締役
取 締 役	三 井 真 司	人事総務本部長 兼 人材開発部長 (株)日本保育サービス取締役 兼 人事総務本部長 兼 人材開発部長 (株)ジェイキッチン取締役 (株)ジェイキャスト取締役 (株)ジェイ・プランニング販売取締役 (株)日本保育総合研究所取締役 (株)アメニティライフ取締役
取 締 役	堤 亮 二	管理本部長 兼 システム部長 (株)日本保育サービス取締役 兼 管理本部長 兼 システム部長 (株)ジェイキッチン取締役 (株)ジェイキャスト取締役 (株)ジェイ・プランニング販売取締役 (株)日本保育総合研究所取締役 (株)アメニティライフ取締役
取 締 役	關 昭 太 郎	早稲田大学社会安全政策研究所客員研究員 一般社団法人遊技産業健全化推進機構理事 一般財団法人日本ウズベキスタン・シルクロード財団 評議員 一般財団法人国際建設技術振興機構評議員 学校法人日本教育財団東京通信大学顧問 特定非営利活動法人ムジカ・フレスカ会長 兼 理事長 東京ニューシティ管弦楽団理事 学校法人環境造形学園ICSカレッジオブアーツ理事 最 高顧問 早稲田大学総合研究機構幼児教育開発研究所
取 締 役	佐 原 忠 一	—
取 締 役	柏 女 靈 峰	淑徳大学教授 淑徳大学大学院教授 浦安市専門委員(子育て支援担当) 東京都児童福祉審議会副会長 社会福祉法人興望館理事
取 締 役	小 林 徹	(株)学研ホールディングス執行役員 (株)学研教育みらい代表取締役社長 一般社団法人教科書協会理事 一般社団法人日本教育情報化振興会理事 一般財団法人防災教育推進協会理事 特定非営利活動法人キッズデザイン協議会理事 一般社団法人幼児教育保育用品協会会長 一般社団法人 ICT CONNECT 21理事

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役	田 中 薫	(株)学研ホールディングスダイバーシティ推進室長 (株)学研ホールディングス執行役員 (株)学研ホールディングスコーポレートコミュニケーション室長 (株)学研スマイルハート代表取締役社長 (株)学研プロダクツサポート取締役 (株)学研ロジスティクス取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	関 博 文	(株)日本保育サービス監査役 (株)ジェイキッチン監査役 (株)ジェイキャスト監査役 (株)ジェイ・プランニング販売監査役 (株)日本保育総合研究所監査役 (株)アメニティライフ監査役 (有)創発ファシリティマネジメント代表取締役 (株)LIU取締役会長 (有)創発コーポレーション代表取締役 (株)東拓企画取締役会長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	勝 又 英 博	(株)食材研究所所長 御殿場市議会議員
取 締 役 (監 査 等 委 員)	伊 丹 俊 彦	(株)セブン銀行社外取締役 戸田建設(株)社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	鶴 谷 明 憲	ブルデンシャル生命保険(株)顧問 日の出ホールディングス(株)社外取締役 ブルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン(株) 顧問 UCCホールディングス(株)顧問 公益財団法人アジア共生教育財団副理事長 一般社団法人メディカルチェック推進機構専務理事
取 締 役 (監 査 等 委 員)	矢 板 賢	エイチ・エス債権回収(株)監査役 公認会計士

- (注) 1. 關昭太郎氏、佐原忠一氏、柏女靈峰氏、小林徹氏、田中薫氏、勝又英博氏、伊丹俊彦氏、鶴谷明憲氏、矢板賢氏は社外取締役であります。
2. 關昭太郎氏、佐原忠一氏、柏女靈峰氏、勝又英博氏、伊丹俊彦氏、鶴谷明憲氏、矢板賢氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員を除く。)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、関博文氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 常勤監査等委員関博文氏は、長年にわたる企業経営者としての経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員矢板賢氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日
取締役	西井直人	事業企画本部長 兼 事業開発部長 (株)日本保育サービス代表取締役兼 運営本部長 (株)ジェイキャスト取締役 (株)日本保育総合研究所取締役 (株)アメニティライフ代表取締役	2021年6月23日
取締役	穴田卓司	公認会計士 税理士 佐藤総合法律事務所マネジメント・メンバー 社会福祉法人都築福祉会（現社会福祉法人ぷらいむキッズ）評議員 (株)MFS 監査役 一般財団法人熊谷正寿文化財団評議員	2021年6月23日

- (注) 1. 西井直人氏は、2021年6月23日開催の第29回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任しております。
2. 穴田卓司氏は、2021年6月23日開催の第29回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役であるものを除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。会社法第423条第1項の責任については、600万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(4) 取締役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会の決議により、2021年3月1日付で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を見直しました。また、2021年11月22日付で、業績連動型報酬の導入を決議いたしました。当社の取締役の報酬の概要は次の通りです。

当社の取締役の報酬は、金銭による月例報酬（固定）及び業績連動報酬により構成しております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の月額報酬(固定)は、役位、職責、期待される行為、業務執行の有無、在任年数に応じて、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとし、常勤取締役会において原案を作成し、社外取締役を過半数として構成する任意の機関である報酬委員会が意見を付し、取締役会において報酬委員会

の意見の内容を尊重して決定しております。監査等委員の報酬等は、株主総会決議により定められる報酬総額の限度内で、会社の業績等を勘案し、監査等委員である取締役の協議にて決定しております。

業績連動型報酬は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、事業性・収益性を評価しグループ全体の成長性及び収益力を適切に現す指標として連結売上高及び連結営業利益率のそれぞれについて、達成率に応じて報酬を支給することとしております。月額報酬（固定）と業績連動報酬との割合及び業績連動報酬の額の決定方法は、連結売上高及び連結営業利益率のそれぞれについて、業績達成率が100%の場合は、年間基本報酬額の10%（両者が100%の場合は年間基本報酬額の20%）とし、業績達成率が150%以上の場合は、年間基本報酬額の15%（両者が150%以上の場合は年間基本報酬額の30%）とし、業績達成率が200%以上の場合には年間基本報酬額の20%（両者が200%を超過した場合は年間基本報酬額の40%）とし、200%以上の基準を上限とします。業績連動報酬の額の設定及び報酬制度に関しては、月額報酬（固定）及び業績連動報酬の合計額が株主総会決議により定められる報酬総額の限度内となるよう、報酬委員会における協議の結果を踏まえて、取締役会の決議により決定しております。当連結会計年度の業績連動報酬に係る指標として、連結売上高の目標は33,700百万円、実績は34,373百万円、連結営業利益率の目標は6.8%、実績は9.7%となっております。なお、当該業績連動報酬の支給は、あらためて報酬委員会における協議及び取締役会における決定があった場合に実施するものとしております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2020年6月25日開催の定時株主総会において年額250百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は4名）です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、同定時株主総会において年額50百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名です。

③ 当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、取締役会もその意見を尊重することから、決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	10名 （6名）	71,744千円 （17,040千円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5名 （4名）	31,200千円 （19,200千円）
合 計	15名	102,944千円

（注）事業報告作成時点において、2021年度に係る業績連動報酬の支給額は判明しないため、上記の取締役に対する支給額には、当該支給額を含めておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外役員の小林徹及び田中薫の兼職先である(株)学研ホールディングスは、当社の主要株主であり業務提携契約を締結しております。

その他の社外役員の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当該事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
取 締 役	關 昭 太 郎	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、教育及びガバナンスに関する深い見識に基づき有用な意見や提言を行っております。 特に、豊富な経験から、当社の運営や体制構築についての発言を行っております。
取 締 役	佐 原 忠 一	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、IR分野に関する深い見識に基づき有用な意見や提言を行っております。 特に、豊富な経験から、ステークホルダーに対する発信内容について発言を行っております。
取 締 役	柏 女 靈 峰	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、児童福祉及び教育に関する深い見識に基づき有用な意見や提言を行っております。 特に、豊富な経験から、保育・学童の育成支援についての発言を行っております。
取 締 役	小 林 徹	当事業年度に就任後開催された取締役会13回全てに出席し、幼児・学童の学習や経営に関する深い見識に基づき有用な意見や提言を行っております。 特に、豊富な経験から、事業の経営戦略についての発言を行っております。
取 締 役	田 中 薫	当事業年度に就任後開催された取締役会13回全てに出席し、業務効率化を含む経営に関する深い見識に基づき有用な意見や提言を行っております。 特に、豊富な経験から、社員育成のための勉強会や研修についての発言を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	勝 又 英 博	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回出席、また監査等委員会16回のうち15回出席し、金融分野に関する豊富な知識と経験から、適宜意見や助言を行っております。 また、監査等委員会では、客観的な観点から監査体制の強化を推進しております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	伊 丹 俊 彦	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回出席、また監査等委員会16回のうち14回出席し、検事及び弁護士としての豊富な知識と経験から、適宜意見や助言を行っております。 また、監査等委員会では、客観的な観点から監査体制の強化を推進しております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	鶴 谷 明 憲	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席、また監査等委員会16回全てに出席し、企業の危機管理及びコンプライアンスに関する豊富な知識と経験から、適宜意見や助言を行っております。 また、監査等委員会では、客観的な観点から監査体制の強化を推進しております。

区 分	氏 名	活 動 状 況
取 締 役 (監 査 等 委 員)	矢 板 賢	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席、また監査等委員会16回のうち15回出席し、会計及び税務分野に関する豊富な知識と経験から、適宜意見や助言を行っております。 また、監査等委員会では、客観的な観点から監査体制の強化を推進しております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員を除く。）、監査等委員である取締役及び当社子会社の役員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

保険料は特約部分を含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人東海会計社

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、子会社財務内容の調査を委託しております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 基本的な考え方

反社会的勢力との関係を一切持たず、有事の際は積極的に外部専門機関に相談し、人事総務本部人事総務部を中心とした組織で毅然とした態度で排除することを基本方針としております。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

ア. 対応統括部署は人事総務本部人事総務部としています。

イ. 警察の担当者と平時から意思疎通を行い、企業防衛協議会等の外部専門機関と連携をとり、情報収集に努め、反社会的勢力に関する情報を管理・蓄積しています。

ウ. 警察及び外部専門機関や民間企業の情報を活用し、取引先の審査や株主の属性判断を行っています。

エ. 取引先等との契約書に反社会的勢力を排除する条項を導入しています。

オ. 不当要求等の有事の際には、担当部署が速やかに担当取締役に報告し、弁護士や警察及び外部専門機関と連携をとり、組織全体として対応に当たっています。

カ. 各部門における各種研修時に反社会的勢力に関する情報伝達や研修を行っています。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、株式の大量取得を目的とする買付が行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えており、経営支配権の異動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら、一般にも高値での売抜け等の不当な目的による企業買収の存在は否定できないところであり、そういった買収者から当社の基本理念やブランド、株主をはじめとする各ステークホルダーの利益を守るのは、当社の経営を預かる者として当然の責務であると認識しております。

また、株式の大量取得を目的とする買付（または買収提案）に対しては、当該買付者の事業内容、将来の事業計画や過去の投資行動等から、当該買付行為（または買収提案）が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し、判断する必要があるものと認識しております。

現在のところ、そのような買付者が出現した場合の具体的な取り組み（いわゆる「買収防衛策」）をあらかじめ定めるものではありませんが、当社としては、株主から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視するとともに、株式の大量取得を企図する者が出現した場合には、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じます。

具体的には、社外の専門家を交えて当該買収提案の評価や株式取得者との交渉を行い、当該買収提案（または買付行為）が当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない場合には、具体的な対抗措置の要否及びその内容等を速やかに決定

し、対抗措置を実行する体制を整えます。

なお、買収防衛策の導入につきましても、重要な経営課題の一つとして、買収行為を巡る法制度や関係当局の判断・見解、世間の動向等を注視しながら、今後も継続して検討を行ってまいります。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保するとともに連結配当性向30%を目途とした連結業績連動型配当の継続実施を基本方針としつつも安定的な配当水準を可能な限り維持しております。当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。

また、内部留保資金につきましては、子育て支援事業を積極的に展開するために有効活用してまいりたいと考えております。

(注) 本事業報告に記載の金額は表示単位未満を切り捨てて表示し、比率については、2 (4) は表示単位未満を切り捨てて表示し、それ以外は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	20,931,185	流 動 負 債	7,891,803
現金及び預金	17,296,668	買掛金	165,552
売掛金	68,650	1年内返済予定の長期借入金	3,113,291
棚卸資産	63,900	未払金	1,561,978
未収入金	2,708,806	未払法人税等	641,517
その他	794,924	未払消費税等	143,892
貸倒引当金	△1,766	賞与引当金	906,420
固 定 資 産	13,343,629	その他	1,359,150
有 形 固 定 資 産	5,734,966	固 定 負 債	14,407,557
建物及び構築物	4,876,138	長期借入金	12,816,466
車両運搬具	82	退職給付に係る負債	940,313
工具器具備品	285,804	資産除去債務	647,127
土地	435,909	その他	3,650
建設仮勘定	137,030	負 債 合 計	22,299,361
無 形 固 定 資 産	174,640	純 資 産 の 部	
のれん	136,736	株 主 資 本	12,063,393
その他	37,904	資本金	1,603,955
投資その他の資産	7,434,021	資本剰余金	1,449,544
投資有価証券	453,084	利益剰余金	9,117,409
差入保証金	1,903,902	自己株式	△107,515
長期貸付金	2,989,672	その他の包括利益累計額	△87,940
繰延税金資産	1,579,652	その他有価証券評価差額金	△49,918
その他	513,833	繰延ヘッジ損益	△2,533
貸倒引当金	△6,123	退職給付に係る調整累計額	△35,488
資 産 合 計	34,274,814	純 資 産 合 計	11,975,452
		負債及び純資産合計	34,274,814

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	34,373,668
売上原価	28,052,451
売上総利益	6,321,216
販売費及び一般管理費	2,976,295
営業利益	3,344,921
営業外収益	102,429
受取利息	77,203
その他	25,225
営業外費用	88,754
支払利息	69,138
障害者雇用納付金	13,500
その他	6,115
経常利益	3,358,596
特別利益	183,611
固定資産売却益	148,715
資産除去債務戻入益	34,896
特別損失	47,051
投資有価証券売却損	3,052
固定資産除却損	389
園減損損失	43,610
税金等調整前当期純利益	3,495,156
法人税、住民税及び事業税	1,175,928
法人税等調整額	39,633
当期純利益	2,279,594
親会社株主に帰属する当期純利益	2,279,594

(注) 連結計算書類中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示し、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	18,680,734	流動負債	3,531,663
現金及び預金	4,327,358	1年内返済予定の長期借入金	3,125,582
売掛金	183,824	未払金	115,192
前払費用	64,236	未払費用	13,130
立替金	12,621	未払法人税等	91,701
短期貸付金	14,079,327	預り金	14,530
その他	13,394	前受収益	1,519
貸倒引当金	△29	賞与引当金	42,900
固定資産	4,443,793	その他	127,105
有形固定資産	1,985,570	固定負債	13,426,345
建物	1,385,597	長期借入金	12,816,466
構築物	140,918	関係会社長期借入金	148,397
工具器具備品	23,144	退職給付引当金	21,321
土地	435,909	資産除去債務	168,074
無形固定資産	35,217	その他	272,085
ソフトウェア	30,358	負債合計	16,958,008
電話加入権	2,808	純資産の部	
水道施設利用権	2,050	株主資本	6,218,971
投資その他の資産	2,423,004	資本金	1,603,955
投資有価証券	453,084	資本剰余金	1,449,544
関係会社株式	1,341,843	資本準備金	1,127,798
長期貸付金	153,133	その他資本剰余金	321,746
長期前払費用	10,250	利益剰余金	3,272,987
繰延税金資産	196,437	利益準備金	6,600
差入保証金	268,965	その他利益剰余金	3,266,387
貸倒引当金	△712	別途積立金	100,000
		繰越利益剰余金	3,166,387
		自己株式	△107,515
		評価・換算差額等	△52,452
		その他有価証券評価差額金	△49,918
		繰延ヘッジ損益	△2,533
		純資産合計	6,166,519
資産合計	23,124,527	負債及び純資産合計	23,124,527

損 益 計 算 書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	3,066,618
売 上 原 価	367,977
売 上 総 利 益	2,698,640
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,302,489
営 業 利 益	1,396,151
営 業 外 収 益	204,149
営 業 外 費 用	76,523
経 常 利 益	1,523,777
特 別 利 益	148,715
固 定 資 産 売 却 益	148,715
特 別 損 失	3,052
投 資 有 価 証 券 売 却 損	3,052
固 定 資 産 除 却 損	0
税 引 前 当 期 純 利 益	1,669,440
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	224,192
法 人 税 等 調 整 額	106,892
当 期 純 利 益	1,338,355

(注) 計算書類中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示し、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社 J P ホールディングス
取締役会 御中

監査法人東海会計社

愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 小島 浩 司
業務執行社員

代表社員 公認会計士 大島 幸 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 J P ホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 J P ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社 J P ホールディングス
取締役会 御中

監査法人東海会計社

愛知県名古屋市

代表社員 業務執行社員	公認会計士	小島浩司
代表社員 業務執行社員	公認会計士	大島幸一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 J P ホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行について監査しました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条第1項第1号口およびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。更に、保育委員会、安全委員会及びコンプライアンス委員会、並びに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取り組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保する体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の会社役員の地位維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象（重要な後発事象がある場合）

なし

2022年5月23日

株式会社 J P ホールディングス監査等委員会

取締役 監査等委員（常勤）	関 博文 ㊟
社外取締役 監査等委員	勝 又 英 博 ㊟
社外取締役 監査等委員	伊 丹 俊 彦 ㊟
社外取締役 監査等委員	鶴 谷 明 憲 ㊟
社外取締役 監査等委員	矢 板 賢 ㊟

(注) 取締役（監査等委員）勝又英博、伊丹俊彦、鶴谷明憲及び矢板賢は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都港区港南一丁目2番70号
品川シーズンテラス アネックス棟3階 シーズンテラスホール
(TEL:03-6433-1905)



会場最寄駅

JR品川駅 港南口(東口)より徒歩9分
京浜急行電鉄品川駅 高輪口より徒歩12分

*当日は駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。